公益財団法人前田教育会定款

第　１　章　　総　則

（名　称）

第　１　条　　この法人は、公益財団法人前田教育会と称する。

（事務所）

第　２　条　　この法人は、主たる事務所を三重県伊賀市に置く。

第　２　章　　目的及び事業

（目　的）

第　３　条　　この法人は、健康にして学術優秀・品行方正である者に対する奨学援助、並びに芸術文化活動を行うことにより社会に有用な人材・団体を育成するとともに、学術芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

（事　業）

第　４　条　　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）奨学金の給付に関する事業

（２）芸術文化の振興に必要な生涯学習講座の主催、施設の貸与、並びに維持管理に関する事業

（３）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

２．　前項の事業は三重県において行うものとする。

３．　この法人は、その目的事業の推進に資するための収益事業を行うものとする。

第　３　章　　資産及び会計

（財産の種別）

第　５　条　　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

２．　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で定めるものとする。

３．　前項の財産は、別表に記載するものとする。

４．　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第　６　条　　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２．　やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又は、担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

（財産の管理及び運用）

第　７　条　　この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により、別に定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業年度）

第　８　条　　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（事業計画及び収支予算）

第　９　条　　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２．　前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに三重県知事に提出しなければならない。

３．　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第　１０　条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号については、その内容を報告し、第３号から第６号までの書類については、承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）正味財産増減計算書

（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

（６）財産目録

２．前項各号に掲げる書類は、毎事業年度終結後３ヶ月以内に三重県知事に提出しなければならない。

３．第１項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第　１１　条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第　４　章　　評議員

（評議員）

第　１２　条　この法人に評議員６名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第　１３　条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第１７９条から第１９５条までの規定により評議員会の議決により行う。

２.評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ．その評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ．その評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ．その評議員の使用人

ニ．ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ．ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ．ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ．理事

ロ．使用人

ハ．当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ．次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は、同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３．評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

４．評議員に異動があったときは、２週間以内に登記し、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

（任　期）

第　１４　条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２．任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３．評議員は、第１２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第　１５　条　評議員は無報酬とする。

２．評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

３．前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第　５　章　　評議員会

（構　成）

第　１６　条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第　１７　条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任及び解任
（２）役員の報酬等及び費用の額
（３）評議員に対する報酬等の支給の基準及び費用の額
（４）貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第　１８　条　評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

（招　集）

第　１９　条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２．評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第　２０　条　評議員会の議長は、当該評議員会において出席評議員の中から選出する。

（決　議）

第　２１　条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）基本財産の処分又は除外の承認

（４）その他法令で定められた事項

３．理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２５条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第　２２　条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第　２３　条　理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面により、同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第　２４　条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２．議事録には、議長のほか、その評議員会において指名された議事録署名人２人が、記名押印する。

第　６　章　　役　　員

（役員の設置）

第　２５　条　この法人に次の役員を置く。

（１）理事　６名以上１０名以内

（２）監事　２名

２．理事のうち１名を理事長とする。

３．前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第　２６　条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２．理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

３．理事のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

４．監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

５．評議員のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

６．理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第　２７　条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２．理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３．理事長及び理事は、毎事業年度毎に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第　２８　条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

２．監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第　２９　条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２．監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３．任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

４．理事又は監事は、第２５条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第　３０　条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は、職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第　３１　条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬等を支給することができる。

２．理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

３．前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

（顧　問）

第　３２　条　この法人に任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

２．顧問は、理事会において選任する。

３．顧問の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

４．顧問は、理事長の諮問に応じる。

５．顧問は、無報酬とする。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第　７　章　　理事会

（構　成）

第　３３　条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第　３４　条　理事会は、次に掲げる職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長の選定及び解職

（招　集）

第　３５　条　理事会は、理事長が招集する。

２．理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

（議　長）

第　３６　条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決　議）

第　３７　条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第　３８　条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第　３９　条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会に出席した理事及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

第　８　章　　委員会

第　４０　条　この法人の事業を推進するために、理事会は、その決議により下記委員会を設置することができる。

（１）選考委員会

（２）文化振興事業運営委員会

２．委員会の設置、任務、構成及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第　９　章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第　４１　条　この定款は、評議員会においてその決議について特別の利害関係を有する評議員を除く４分の３以上の議決を経て、変更することができる。

２．前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１３条についても適用する。

（解　散）

第　４２　条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第　４３　条　この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）において公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第３０条第２項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第　４４　条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会において評議員の４分の３以上の議決を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第５条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第４０条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第　１０　章　　事務局

（設置等）

第　４５　条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２．事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３．事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。

４．事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第　４６　条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）定款

（２）理事、監事及び評議員の名簿

（３）認定、許可、認可等及び登記に関する書類

（４）理事会及び評議員会の議事に関する書類

（５）財産目録

（６）役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（７）事業計画書及び収支予算書

（８）事業報告書及び計算書類等

（９）監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

２．前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第　１１　章　　情報の公開

（情報公開）

第　４７　条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第　４８　条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

（公　告）

第　４９　条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第　１２　章　　補　則

第　５０　条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２．公益認定を受けたときは、第８条の規定にかかわらず、登記の日の前日を事業年度の末日とし、公益認定を受けた日を、事業年度の開始日とする。

３．この法人の最初の理事長は、前田俊二とする。

４．この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池澤　素直　　井上真理子　　北出　楯夫　　芝髙　壽一　　中内　　中

服部　　明　　前田　裕三　　前野治惠子　　宮嵜　慶一　　宮田　　登

５．この定款は評議員会の承認決議のあった平成２７年３月１８日から施行する。

別表　基本財産　（第5条関係）

財産種別	場　所　・　物　量　等
土　地	5062．78㎡ 三重県伊賀市大谷670番地
建　物	1116．50㎡ 三重県伊賀市大谷672番地
備　品	絵画　　9点 掛軸　　11点 屏風　　1点 木目込人形　　2点 平成23年3月以前取得
定期預金	永和信用金庫　　300,000,000 円